

以下の【事例】を読んで、後記〔設問 1〕及び〔設問 2〕について、答えなさい。

【事例】

1. 甲（男性、30 歳、身長 195cm、体重 125kg）は、株式会社 A 社のアメリカンフットボール部に所属し、実業団アメフトリーグのプレーヤーとして活躍していたが、薬物問題を起こしたため、アメフト部を退部させられ、その後 A 社も退職した。

甲は、その後 3 年間ほど職を転々としたが、人間関係のトラブルなどによりいずれも長続きせず、無職となった。甲は、自分の人生が転落したのはアメフト部を辞めさせられたことにありと A 社を逆恨みし、A 社に放火して報復しようと考えた。

2. A 社本社は、塀で囲まれた正方形の敷地に社屋（1 階床面積約 500 坪、鉄筋コンクリート造 7 階建て）があり、各階に事務室、会議室、応接室などがあるほか、1 階北東側には、夜勤従業員用の仮眠室や警備員が寝泊まりする宿直室（A 社では警備員が夜間駐在していた。）が設けられ、シャワー室もあった。社屋の外壁、内壁、床、天井等の躯体部分は特に耐火性の素材で構成されているわけではなく、社屋全体が 1 個の現住建造物である。

甲は、上記の A 社社屋の構造を把握しており、社屋を全焼させても構わないと考えていた。

3. 甲は、ガソリンなど放火のための道具を準備し、塀を乗り越えて A 社敷地内に侵入すると、社屋の南東角に向かった。

現場に到着した甲は、放火の作業をする前に、これから大仕事になるから頭をスッキリさせようと思い、知人から入手していた覚醒剤を静脈に注射した。

4. 乙（男性、60 歳、身長 170cm、体重 60kg）は、A 社と警備に関する契約を結んだ警備会社 B 社から A 社本社に派遣された夜勤の警備員である。乙は、B 社の警備員として A 社本社の社屋内や敷地を巡回し、もし事故等が発生すればその拡大を防止することを業務内容としていた。乙は、ベテランの警備員であり、B 社の研修で暴漢の対処などの訓練を一通り受講していたが、実際に暴漢に対応したことはなく、また、格闘技の経験もない。加えて、最近では加齢のため体の衰えを実感しているところであった。

5. 乙が、A 社敷地を巡回していたところ、社屋の南東あたりで甲を発見した。甲も乙に気づいたが、甲は、突如、「悪魔が俺の頭の中から邪魔をしようとしている。」として、乙が悪魔で自分の頭の中だけにいる実在しない幻覚であるという妄想を抱き、「悪魔を追い払うには、やはり A 社を燃やしてしまうしかない。」と考えて、乙のことを無視して、放火の準備のためにガソリンを撒きはじめた。

乙は、甲が何かを呟きながら、自分のことを完全に無視してガソリンを撒いている様子を見て、甲が社屋に放火するつもりであると気づいた。しかし、乙は、甲の立派な体格と何らかの精神異常を抱えていそうな様子から、甲の行動を力づくで止めることはできそうにないと思い、また、頭のおかしい甲は警察に捕まっても自分のことを言わないだろうと予想したので、全てを見なかったことにしようと考え、その場を立ち去った。

甲は、ガソリンを撒いた後、ライターで火をつけた。

6. 火災発生後、近隣住民の通報により、消防車が駆けつけ、火災は社屋の一部を焼損した時点で鎮火された。甲はライターを持ったまま現場に立ち尽くしており、警察官が、

その身柄を拘束した。

7. その後の精神鑑定により、甲は、本人も気づいていなかった統合失調症を一月前くらいから発症しており、それだけでは責任能力に影響を及ぼすほどではなかったが、上記 3 の覚醒剤注射と統合失調症が相まって極度の意識障害を引き起こし、覚醒剤注射の後に責任無能力状態になっていたと認められた。甲が統合失調症を患ってから覚醒剤を注射したのは本事件がはじめてであり、同様の意識障害がこれまで甲に発生したことはない。
8. 乙が実行行使によって甲の犯行を止めることができた可能性がないわけではないが、確実とまでは言えない。また、乙が、甲による放火現場から立ち去る前に警察に通報していれば、到着した警察によって、甲の点火行為や社屋の焼損を阻止できた可能性はあるが、確実とまでは言えない。

〔設問 1〕【事例】における甲の現住建造物放火既遂罪に関し、以下の（1）及び（2）について、答えなさい。なお、（1）および（2）のいずれについても、自らの見解を問うものではない。〔配点 25 点〕

- （1）甲の行為について、原因において自由な行為の理論が適用され、刑法 39 条 1 項は適用されないという立場からは、その結論を導くためにどのような説明が考えられるか。
- （2）甲の行為について、原因において自由な行為の理論は適用されず、刑法 39 条 1 項は適用されるという立場からは、その結論を導くためにどのような説明が考えられるか。

〔設問 2〕【事例】における甲に現住建造物放火既遂罪が成立することを前提に、乙の罪責について論じなさい（個人的法益に対する罪、特別法違反の点は除く。）。論述の際には、「乙は、自然災害を原因とする場合でも警備員として火災発生・拡大を防止する義務があったのだから、乙には正犯が成立する。」という主張の当否に必ず言及すること。〔配点 25 点〕